平成２１年（フ）第３６４号
愛知県一宮市柳戸町２丁目14番地６　アーバン円山荘301号
債務者　近藤　三枝
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第７５１１号
大阪府吹田市山田西３丁目52番Ｃ―516号
債務者　宮園　　勝
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７７６号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目５番27号
債務者　岡林グラウトこと　岡林　昌平
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５５１号
大阪市北区本庄西２丁目12―19エスリード梅田北1001号室、住民票上の住所大阪市北区浮田２丁目６番10―406号
債務者　久原　吉広
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６５７号
大阪市平野区喜連西４丁目５番43―306号
債務者　村嶋　**龍**弘
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７９６号
大阪市平野区長吉長原西１丁目５番18号　ファーストタウンパートⅠ　403号
債務者　中坂　宜信
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９９２号
大阪府吹田市広芝町８番16号
債務者　門司　櫻子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３２３号
大阪府枚方市高野道１丁目13番26号
債務者　森口真由美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４６８号
大阪府茨木市春日４―６―14　三菱電機ビルテクノサービス春日社宅103号室、住民票上の住所千葉市花見川区宮野木台２丁目10番38号　ロイヤルグランデ宮野木台211号
債務者　三枝　正幸
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８４２号
大阪市天王寺区真田山町３番22号　金市ビル４Ｂ号
債務者　黒坂　修史
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９１７号
大阪府寝屋川市上神田１丁目40番１号
債務者　川縁　正美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９６７号
大阪府茨木市大手町10番25号
債務者　大原　友香
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１１４号
大阪市西成区山王１丁目１番10―1204号
債務者　西井　良太
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２３２号
大阪市北区同心２丁目４番16号　マツバマンションＡ―２号室
債務者　西川　義晃
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２４４号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目２番16―307号、住民票上の住所大阪府枚方市印田町26番15号
債務者　西川　　稔
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４６８号
大阪府四條畷市江瀬美町16番24号
債務者　松下　麻衣
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７１７号
大阪市平野区加美北６丁目16番５―407号
債務者　津田　新治
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部